

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 マックスバリュ千田店
  - (2) 所在地 広島市中区東千田町二丁目10番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
広島電鉄株式会社 代表取締役 椋田 昌夫  
広島市中区東千田町二丁目9番29号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前)

位 置	収容台数
建物西側	16台
建物西側	2台
建物西側	24台
建物西側	10台
建物西側	19台
建物南西側	9台
建物南西側	8台
建物南側	25台
建物南側	25台
合 計	138台

(変更後)

位 置	収容台数
建物西側	57台
建物西側	10台
建物南西側	21台
建物南側	50台
合 計	138台

4 変更年月日

令和元年11月1日

5 届出年月日

令和元年10月24日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和元年11月13日から令和2年3月13日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和元年12月30日から令和2年1月3日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年3月13日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課